

安全が確認された災害廃棄物を受け入れ処理する自治体が補助金を請求する際にその書類作成を簡便にすることを求める意見書

環境省は、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島各県のがれき約 2,253 万トンのうち、埋め立てやリサイクルなど最終処理が済んだものは全体の約 5% にあたる約 118 万トンにとどまることを明らかにした。このことは、被災地以外のがれきを運ぶ広域処理の遅れ等が背景にあるものと考えられる。

東日本大震災によって岩手県・宮城県に発生した膨大な災害廃棄物は、通常の 10 年分以上にも達するとの環境省の見解があり、両県では、緊急的に仮設焼却炉を作り、24 時間連続運転を行っているものの、処理能力はまだまだ不足している。

この件に関して、野田首相は、がれき処理について「応援してくれる自治体にも国が前面に出て財政的に対応していく」との意見を述べた。

その補助金を自治体が請求する際に、国土交通省や農林水産省の担当が、これまでの補助金の審査と同じように、手間がかかる書類等を自治体に要求しないよう強く求めるものである。

1、安全が確認された災害廃棄物を受け入れ処理する自治体が補助金を申請する際に、その書類作成を簡便に済ますことができるように望む。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。